

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

パート・非常勤部会ニュース_{no.15}

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会 2006・11・13

来年の通常国会のパート労働法改正に向けて、審議会が急ピッチで進行。私達の声を審議会にハガキで届けよう！

審議会は10/23から本格的にパート労働問題についての審議が開始され、11/2、11/10と急ピッチで審議がすすめられています。11/10は論点整理に基づいた総括的な議論が行われ、次回は分科会としての報告書の諸案を議会に示すということで終了しています。

ハガキの内容は以下のとおりです。12月中旬まで、取り組みます

労働政策審議会雇用均等分科会会長 横溝正子殿

パート労働者の均等待遇実現のため、

以下の事項を要請します

- 1、短時間労働者であることを理由とした雇用・賃金・労働条件・福利厚生などの差別禁止（均等待遇）をパートタイム労働法に明記すること。
- 2、前期の「均等待遇」を確保するため、罰則規定を設けること。
- 3、「4つの態様」に分けるのではなく、ILO175号を基礎に、基本的な均等待遇の理念について法律で位置づけること
- 4、通常の労働者としての雇用を希望する者が優先的に雇用されるよう、パートタイム労働法に明記すること
- 5、有期労働契約は臨時的・一時的業務に限定し、契約更新をくり返した時は、期間の定めのない雇用に転換することをパートタイム労働法に明記すること
- 6、パートタイム労働法を公務職場にも適用すること

私のひとこと



〔全労連のパート労働法改正要求〕

短時間であることを理由にした雇用・賃金・労働条件・福利厚生などの差別禁止を法律に明記
有期労働契約の制限
正規労働者への転換制度・優先雇用
公務職場への適用
〔労働基準法改正要求〕

法第3条改正 「雇用形態」による差別禁止
法第13条改正 有期労働契約の制限

審議会の傍聴内容報告

10/23と11/10の審議会を傍聴。使用者はすべての論点に対して法制化に反対し、公益、労働委員は法制化の必要性を主張。11/8には、厚生労働省と懇談。厚労省は「3年前、法制化をメドに議論をしてきたが、指針にとどまった。法律があった方が行政指導しやすい」と法制化を否定していない。

私達のパート法改正要求に対する審議内容状況

差別禁止（均等待遇）をパート労働法に明記すること

「4つの態様」に分けるのではなく、ILO175号条約を基礎に、均等待遇理念について法律で位置づける。

審議会 均等待遇ではなく、均衡処遇の論議が展開されていた。使用者は基本給について格差があって当然と様々な暴言を口に、公益から「指針についても認められないのか」と指摘されていた。労働委員は「すべての短時間労働者の待遇改善が必要」と主張していたが、公益委員は「まず、職務と人材活用が同じ短時間労働者と通常の労働者との処遇の差を議論することが適当」とコメントしていて、10%と言われる一部パートを中心に議論が行われていた。

*「4つの態様」で、職務と人材活用の仕組みが同じパート 職務が同じパート その他のパート 所定労働時間が通常の労働者とほとんど同じパートという4つにパートを分類。

パート労働法に罰則規定を設ける

審議会 罰則規定について論点整理になく議論になっていなかった。しかし、66回分科会で使用者委員は「法にしたからできるものではない。罰則ないのだから」と言っていた。

通常の労働者として希望するものには優先的に雇用されるようにパート労働に明記する

審議会 労働委員は「優先雇用を法制化すべき」としていたが、使用者委員は「義務付けは企業にとって負担、基本的に経営責任に属する事柄」と法制化に反対。公益委員は68回分科会で「優先的に採用しろとは言っていない。応募機会の情報を流せということだ」と言っていた。

審議会 有期雇用は別の審議会での審議事項とし、雇用均等分科会では扱っていなかった。

パートタイム労働法を公務職場にも適用すること

審議会 68回分科会で使用者から「民間に求めるなら公務でもきっちりできるものでないと困る」という発言が聞かれた。

★厚生労働省は、以下の項目を指針から法律本体に明記する方向を持っている。（全労連情報）
責任（職務）や転勤・昇進など、人材活用の仕組みや運用が正社員と同じパートについて、賃金表、査定などについて同じ人事制度とする。正社員への転換制度を整備する。均衡処遇について「均衡を考慮して必要な措置を講ずる」を「均衡を図るように努める」に改正。

